

弘前藩の蝦夷地警備と青森妙見堂

～発見された大星神社の鰐口は何を語るか～

福井敏隆

はじめに

一昨年の秋、青森市問屋町に鎮座する大星神社境内の土中から、直径約50センチメートルの銅製「鰐口」が発見された。このことは2015年6月1日付「東奥日報」朝刊の記事になつた。この記事の掲載について「東奥日報」の記者から「鰐口」の銘文の解説や奉納意義についての意見を求められた。

この「鰐口」には以下のようないい銘文が彫られていた。「奉納」「堀五郎左エ門菅原利寛」「文化七庚午 四月八日」（文化七年は1810年である）。堀は当時、弘前藩の城代を務めている重役である。境内や史料を調べて見ると、この時期、他にも様々な奉納物が、弘前藩士や青森町などから妙見堂（大星神社の前身）に寄進されていたことが解つた。この時期になぜ奉納物が集中するのか疑問に思い、少々調べてみた事について、昨年12月13日に弘前大学国史研究会・第91回例会で発表をさせて頂いた。本稿はこの発表を元に関係史料をさらに読み込み、頂戴したご意見などを参考にして、弘前藩の蝦夷地警備について、從来余り注目され

る事のなかつた、妙見堂の果たした役割について考察したものである。

なお、小生の発表を元に、2016年1月13日付「東奥日報」朝刊では、大星神社の前身妙見堂について「蝦夷地警備 祈りの場」と題した特別記事を載せてある。

1 文化年間の弘前藩

さて、この「鰐口」が奉納された文化7年（1810）前後の弘前藩はどういう状況であったか、概観をしたもののが左記である。

- (1) 文化元年（1804）8月..東蝦夷地警備継続の幕府の命令。
- (2) 同 2年（1805）5月..領地、7万石に高直り。
- (3) 同 3年（1806）1月..弘前分間絵図完成。
- (4) 同 年（…）10月..藩祖津軽為信200回忌法要施行。12月

は長勝寺。

- (5) 同 4年（1807）4月..西蝦夷地警備継続の幕府の命令。押捉島でロシア人と交戦（北の黒船事件）。斜

里での越冬が大惨事となる。

(6) 同 年（々）9月.. 幕府役人（中川飛驒守ら） 蝦夷地からの
帰途、津軽領沿岸を視察。

(8) 同 (7) 同
 6年 (1809) 5年 (1808)
 (1809) 4月.. 黒石津輕家、1万石に昇
 12月.. 領地、10万石に高直り。

年（々）10月、軍用船永宝丸建造。

同月三日、天守再建の工事は翌年3月完成する。

(11) 同 10年(1813)9月…民次郎一揆起きる。

からである。表1を参照して欲しい。

2 妙見信仰とは

妙見堂（妙見宮）あるいは妙見信仰とはどういうものか『国史大辞典第13巻』（吉川弘文館・平成4年4月1日発行）の「妙見信仰」「妙見菩薩」の記述を利用して簡単に説明をしておく。北辰すなわち北斗星の本地を祀る信仰が妙見信仰である。祀られる妙見菩薩は妙見大士・尊星王・北辰菩薩ともよばれる。衆星中の最尊として信仰され、国土を護り災厄を消滅し福寿を増すために祈られるという。この信仰は古代バビロニアに端を発すとされ、インドや中国などでも重んじられた。我が国では、古代の古墳に北斗や二十八宿図、玄武など四神図が描かれたが、これは道教や陰陽道の受容で北辰が司過・司命の神とされ、仏教の『宿曜經』の伝来や密教家の修法で一層広まつたという。北斗の第七星を破軍星と

表1 蝦夷地派兵總人數及び越冬者・陣没者数

頁より 吉村和夫 『北方警備と津輕藩』	計	文政												文化												享和				寛政			
		5	4	3	2	元	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	元	3	2	元	12	11	10	9	5					
		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			
		8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	7	7	7	7				
		2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	9	9	9			
		2	1	0	9	8	7	6	5	4	3	2	1	0	9	8	7	6	5	4	3	2	1	0	9	8	7	2					
ワープロ出版社・平成元年9月20日発行、	8	1	1	1	1	1	1	1	1	3	5	3	3	4	5	7	0	1	2	2	2	2	2	3	3	3	3	2					
	6	1	1	1	1	1	1	1	1	5	0	5	5	1	1	0	0	0	5	6	5	1	3	2	2	3	3	3	8				
	9	1	1	1	3	1	1	1	1	5	0	5	5	1	1	0	0	0	5	6	5	1	3	2	2	3	3	3	1				
	4	2	2	2	3	2	2	2	2	2	6	0	2	9	3	8	2	8	1	0	5	0	8	8	9	9	9	9	1				
	2	越冬人数												陣没者数																			
2846	2	6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6												2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2																			
	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	8	8	0	7	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0					
312	295	6 3 4 2 4 3 3 1 3 0 1 4 5 2 8 7 2 4 5 4 4												1 3 2 3 1 1 1 1 1 1 1 1																			

するため、中世以降は千葉氏・相馬氏・大内氏などの武士の間では妙見菩薩を弓矢の神ともした。日蓮も伊勢常明寺で北辰を得たとされ、広く同宗寺院では守護神として妙見堂を祀る習わしも生じた。このため日蓮宗の場合、"妙見さん"が宗名の俗称として用いられる場合もある。

弘前藩の江戸柳島藩邸の近くにあつた日蓮宗法性寺は、「柳島の妙見

様」と呼ばれて信仰されており、弘前藩とも親交があつた。

なお、江戸時代は神仏混淆のため、妙見菩薩を祀るのであるが、妙見

堂、妙見宮と呼び方が一定しない。本稿では使用した史料には妙見宮と

書いたものが多いが、基本的には妙見堂で表記し、妙見宮とある場合は

そのままとした。

3 青森妙見堂の再建

青森妙見堂に関する資料は、大星神社にどの位残っているかは不明であるが、後述するように、弘前市立弘前図書館（以下、弘前図書館と略記）に2点、東京都立川市の人間文化研究機構・国文学研究資料館（以下、国文研と略記）には陸奥国弘前津軽家文書の中に22件存在する。その他は、「国日記⁽²⁾」に書かれた記述等を見つけていくしかない。国文研の津軽家文書の中にある22件の中には綴つたものもあるので、恐らく50点は越えると思う。元々は杉箱にまとめて一括保存されていたようでも興味深い。なお、例会で使用した史料と以下の記述の史料は、必ずしも番号が同じではなくご注意頂きたい。発表時は時間的に余裕がなく、精査出来ないまま史料を単に羅列的にお示してしまったためである。

それでは、先ず、妙見堂の再建について見ていくこう。**史料1**の①・②・③によれば、文化3年（1806）9月頃から、横内村の妙見堂の再建が計画されたことが解る。また、当時の妙見堂は本社（4尺×4尺）のみで、拝殿と神楽殿はなかつた様である。

史料1 寅（文化3年・1806）12月「妙見宮御尋之儀ニ付御返答

書」（国文研蔵・22B00764の2-1）※7点の史料の綴り。（なお句読点等、以下筆者。①・②等は順番である。）

（表紙）「妙見宮御尋之儀

上 横内村 庄屋右兵衛

① 覚

此度妙見宮御寄附候哉、是迄建居候堂何間ニ何間ニ而雨覆ニ而も有之候ハゝ、何間ニ何間等申儀、尤何年頃取立候訣、氏子有之候哉、尚又堂修覆等之節ハ、氏子ニ而茂合ニ而も差出候哉、右之通御詮議被仰付奉、

覺左ニ奉申上候、

一 横内村妙見宮

御本社

武間ニ
老間ニ

右堂社、元和年中迄御座候所、至而大破仕寬永五辰年六尺四面ニ御再興被仰付、其後度々御修理被仰付罷有候所、延享年中大破ニ付御再興奉願候所、被仰付無御座、其節六尺四面之御本社及絶伝ニ、明和年中社木伐取申立、右代錢以四尺四面ニ再興仕、右不足之所ハ、氏子中ニ而出精割合仕、遷宮等迄仕罷有候、右前書之四尺四面之堂社、天明年中及大破ニ、再興之趣御上様より錢百目為御修覆料ト被下置、右不足之所ハ氏子中ニ而出精割合仕候而、又々四尺四面ニ再興仕、唯今之御本社四尺四面御座候、

一 御拝殿

六間ニ
三間半ニ

但、屋根柱ふき、四方蔀、

一 御神樂殿

六間ニ
三間半ニ

但、屋根柱ふき右同、

九月

長利薩摩 様

阿保兵部

右拝殿并神樂殿、元禄年中迄御座候所、其後段々大破仕、唯今無御座候、

右御尋ニ付、此段奉申上候、以上

寅

横内村

十二月

庄屋右兵衛

小 専太郎 様・・・小林専太郎

森 弥源太 様・・・森山弥源太

織 藤 次 様・・・織田藤次（司）

.. 3人とも油川・後潟・
浦町・横内組代官

② 御内意口上之覚

阿保兵部より別紙之通申出候、同人申出之通、此度妙見堂結構ニ御再興被仰付冥加至極難有仕合奉存候、右三付御旗御染入之上、御奉納被仰付候様、御内々ニ而承知仕候旨、隨而染入名号之儀別紙之通申出候、右申出両号之内何れニ而も不苦御儀ニハ御座候得共、菩薩号之儀ニ付、菩薩号御染入被仰付可然御儀と奉存候、則同人内意書之通申差上候、此段御内意申上候、以上

九月

長利薩摩

③ 御内意口上之覚

此度横内村妙見堂結構ニ御再興被仰付冥加至極難有仕合奉存候、右二付御旗御染入之上奉納被仰付候様、御内々ニ而承知仕候、隨而右名号之儀ハ、妙見菩薩又妙見堂右両様之内、何れニ而も不苦候間、御染入被仰付被下置度、此段御内意奉願候、以上、

高サ 壱尺五寸五分

堂社の変遷を見ると、元和年間（1615～24）迄あつたが大破。寛永5年（1628）に6尺×6尺で再興。延享年間（1744～48）に大破につき再興を藩に願い出るも、仰せ付けがなく、其の後、一旦消滅した模様である。明和年間（1764～72）に境内林の木を伐り、その代金で4尺×4尺の堂社を再建。経費の不足分は氏子が負担した。天明年間（1781～89）にまた大破し、再興願いを藩に出したところ、錢100目の補助が出た。この時も不足分を氏子が負担して4尺×4尺の本社を再興した。これが当時あつた本社であろう。

宝物として、古面8面が書き上げられている（史料1の⑥）。これが、現在、県重宝に指定されている、舞楽面（9面）・能面（1面）である。ただ、点数はあわない。舞楽面の存在は、妙見堂が中世まではその存在が遡り得るようと思われる。

⑥ 覚

妙見宮御堂御内々ニ而御再興被仰付候ニ付、御宝物入御櫃、社司と両人ニ而開見、其段申上候様被仰付、右ニ付御最花式百疋御渡被仰付候ニ付、今月廿四日同所社司并外社人共七人ニ而御渡、御最花并供物等相備、神事執行仕候而、一先引取申候ニ付、夫より社司之兩人ニ而開帳仕候、尤外今度櫛寸尺之儀ハ、先頃申上候ニ付、同櫛寸尺等之儀、則左ニ申上候、

一 同櫃

但 長サ 三尺

幅 壱尺六寸

板厚サ 五分位

錠前之盛蓋

末色スバキ

一 御面

八面

式面ニ御書記有、別紙ニ而

但 申上候、痛候分有、（下略）

「国日記」正徳元年（1711）6月6日条の記事⁽³⁾によれば、祭礼の時、神楽を勤めるに際して、藩から神楽料として「銀一枚」が支給されたが、「諸色不足ニ而難儀之由」を妙見社司安保右近太夫が申し出たところ、「金子壹両」が追加支給されており、この時代までは神楽が奉納され、藩から神楽料も出ていたことが解る。

なお「国日記」には、再建開始の記事はなく、再建が終わつたという記事が出てくる（史料2と3）。「御内々」に再建されたようで、蝦夷地警備の費用捻出のため、藩士の知行借り上げを行つてゐる状態では、藩が公的に費用を出して再建をする事を、公にしにくかつたようである。また、この費用も、藩の負担と言うよりは、藩主の小納戸金を使用した模様である。この「国日記」記事の内容については最後に触れる。

史料2 「国日記」文化4年（1807）11月21日条

一 御書役申出候、此度横内村妙見堂御内々御再建被仰付、夫々出来相

済申候、依之此末御修復等之儀、作事方ニ而出来候様被仰付候、

一 御寄進物、別紙之通御座候、是又往々痛損候節ハ、同所社司より申立候ハ、夫々御修復之儀被仰付候、

一 以来正・五・九月御祈祷被仰付候間、並合之通御祈祷料社司江相渡

候様被仰付候、

一 每年六月十五日祭事被仰付候間、御積を以、祭事料相渡候様、

一 右御祭事之節、横内組御代官出席可被仰付哉之儀、伺之通被仰付候、

史料3 「国日記」文化4年（1807）11月29日条

一 勘定奉行申出候、此度妙見宮御祈願所ニ被仰付、正・五・九月御祈祷、六月十五日御祭事被仰付候ニ付、御祈祷料并御祭事料沙汰仕、可申上旨被仰付候ニ付、左ニ、

一 金三歩ト錢拾壹匁壹分ツハ、

但、壹ケ度渡 正・五・九月

一 御祈祷之節、年中三ヶ度渡方被仰付候様、

右ハ百沢下居宮・国上寺・百沢寺・御穀神御祈祷料並合を以、申上候、

一 金壹歩ト錢五拾目

但、六月十五日御祭事之節、御祭事料渡方被仰付候様、

右ハ御穀神御祭事料並合を以、申上候、

右之通渡方被仰付候様、申出之通被仰付候旨申遣之⁽⁴⁾、

それでは、この再建時、妙見堂にはどういう物が奉納されたのだろうか？ 文化9年（1812）8月に社司の阿保兵部が書いた「妙見堂御寄附諸器并御家中・在町奉納調書上帳」（弘前図書館蔵・TK175-40）が残っているので、ほぼ判明する。表2はそれを、まとめたものである。

表2 文化4卯年～7午年、妙見堂への奉納品・奉納者

1	9代藩主津軽寧親奉納・・・文化4卯年～6巳年の奉納である。
①	妙見尊像・・・御本尊
②	御厨子・・・①の厨子と思われる。
③	小戸張
④	大戸張
⑤	御染筆御額・・・「妙見堂」の額、これは現存。
⑥	御簾
⑦	御紋附灯籠台共・・・灯籠と台がセット
⑧	御紋附御幕・・・文化4年と6年に片方づつ奉納。奉納年の記載はこれのみ。
⑨	高麗縁畳
⑩	二本立御幣
⑪	幣串台共・・・幣串と台がセット
⑫	大麻串台共・・・大麻串と台がセット
⑬	五本立御幣
⑭	机

⑯	藩士達他
⑰	御神鏡台共・・・山鹿八郎左衛門（用人）が奉納。
⑱	打鳴し・・・書役衆（同役が組んで奉納）が奉納。
⑲	鉦太鼓台共・・・喜多村監物（家老）が奉納。
⑳	附太鼓台共・・・江戸詰めの御側衆が奉納。
㉑	手拍子・・・寺社奉行衆（同役が組んで奉納）が奉納。具体的には町田助太郎と佐田長左衛門と思われる。
㉒	振鈴・・・書役衆（同役による奉納）と浜田村の助右衛門（庄屋か？）による奉納。
㉓	舞衣拝共・・・前田権左衛門（役職不明）
㉔	湯立釜・・・勘定奉行衆（同役が組んで奉納）が奉納。具体的には笛森權藏・珍田吉太郎・成田猪右衛門・吉沢莊（庄）太夫・高屋吾助・小笠原其母と思われる。
㉕	御獅子・・・奉納者不明。

- ⑩ 舞手着服・・・竹屋久助・三国屋勘左衛門（⑨と⑩はセットと思われる）が奉納。
- ※竹屋は弘前の商人で、三谷担斎として、俳句の宗匠として有名。三國屋は鰐ヶ沢の廻船問屋である。
- ⑪ 黒塗の三宝・・・奉納者不明。
- ⑫ 錫の瓶子・・・御広敷役人からの奉納。※しかし代金の受取は書方役人宛である。
- ⑬ 灯台・灯具共・・・弘前町奉行と山奉行（組んで奉納した模様）が奉納。町奉行は具体的には桜庭清次郎・後藤茂太夫・石山彦太郎と思われる。山奉行の人名は不明。
- ⑭ 黒塗の燭台・・・御側衆（同役が組んで奉納）が奉納。
- ⑮ 石鳥居・・・津軽屋三右衛門（考証学者の狩谷棟斎）が文化6年に奉納。これは現存。
- ⑯ 石灯籠・・・家老衆と手廻組組頭・馬廻組組頭等が文化5年に奉納。これは現存。
- ※家老・渡辺将監と津軽頼母（この二人のみ）。
- ※手廻組組頭・棟方作右衛門・大道寺宇左衛門・桜庭半兵衛。
- ※馬廻組組頭・西館宇膳・竹内源太夫・沢与左衛門・溝江伝左衛門。
- ※留守居組組頭・森岡金吾（文化6年に馬廻組組頭となる）。
- ※『青森市史 第10巻 社寺編』（青森市・昭和47年3月25日発行）
- 1915年2月の役職比定には若干誤りあり。
- ⑯ 真鍮幣・・・医者（近習医者と表医者が組んで奉納か？）の奉納。

⑯ 鰐口・・・堀五郎左衛門（城代）と御側衆（同役が組んで奉納）が各1個奉納。文化7年に堀の奉納したものが今回発見された。

⑯ 金灯籠・・・御用達商人が奉納。

⑯ 御神灯・・・在方によるとあるので、横内組の村々でまとまって奉納した模様。また、別に青森講中があるので、青森町の妙見信仰者達による奉納もあった。

⑯ 八角灯・・・青森講中があるので、青森町の妙見信仰者達による奉納と思われる。八角灯については不明。

⑯ 金額・・・用人中とあるので用人達が組んで奉納。具体的には須藤五郎太夫・山屋長太夫・津軽直記・足立又右衛門・竹内衛士・和嶋丈右衛門と思われる。

⑯ 石灯籠・・・青森町中があるので、青森町の各町が金を出し合い文化6年に奉納。これは現存。

※このうち、2の①～⑯までは、「神用必用之品」として、備損等之節は藩での修復・取替を要求している。以上の事から、妙見堂の再建は、弘前藩及び藩主という公的立場だけでなく、藩士・医者・御用商人・青森町・横内村をはじめとする横内組の村々・妙見信仰者等の協力もあつてなされたことがわかる。

ここで、一つ問題になるのは、「手水石」が、文化6年5月15日に奉納されているにも関わらず、脱落している事である。理由はわからない。

ただ「手拍子」という記載があり、奉納者が寺社奉行衆とあるので誤記（？）したものかも知れない。今回発見された「鰐口」だが、堀が奉納したほかに、御側衆がもう1個奉納しており、拝殿の前と、神樂殿の前につるされたのではないかと想像される。埋納されたのは、神仏分離令が出された後の、明治初期が一番可能性は高いと考えられる。鰐口や梵鐘は、仏教色が強い堂社の神仏仕分けの際、神社に変わる場合は確実に取り除くことが求められていた。⁽⁵⁾

また、史料4と5は、奉納物や再建に伴う、工賃などを支出した「請取（受取）」をまとめたものである。文化4年に始まって、7年・8年まで続いているので、奉納物は一挙に奉納をされたのではなく、再建工事も継続して行われたことを物語っている。

史料4 文化4・5・7・8年（1807・08・10・11）「妙見宮御取建ニ付大工頭積書物并諸廉請取手形」（国文研蔵・22B
00756）※11点の史料あり。

（表紙）「妙見宮御取建ニ付大工頭積書物并諸廉請取手形等入」

① 覚

錢 拾匁四分八厘 右預申候、以上、…匁の所に（黒印）

辰五月九日・・・・・・・・・・辰は文化5年（1808）

□□頭取（黒印）

隆助 様

一 錢百五拾七匁弐分弐厘

但、此錢ト金壱両弐歩御渡ニ付、宮川彦六方江相払、端錢拾

武匁四分五厘ハ同人へ預候処ニ付、上納仕候、

右ハ外浜妙見境内掃除之者壱軒之分御手当百武拾五匁、家木拾八本代三拾弐匁弐分弐厘、引越料被下置、受取、如件

文化五戊辰年五月 織田藤次（黒印）

午二月廿四日・・・午年は文化7年（1810）

端錢郡所ニ渡、

但、百七十匁之内也、

宮川預手形官所書付内、

③ 覚

一 錫御瓶子

壹対

但、上々錫三而、目形四百五拾目付、

寸法仕、御注文之通、新キ到来、

代 四拾五匁

右御外箱 壱ツ

同詰綿共ニ

代 壱匁八分

右之通慥奉請取候、以上、

辰 伊勢屋

四郎兵衛

御書方

御役人衆中様

④ 覚

一 錢百拾六匁 但、飯炊人夫

百拾六人分

右ハ妙見宮御本社并神樂殿共御普請中作事役人罷有候ニ付、飯炊人

夫代被下置請取、如件、

文化七庚午年二月

外崎甚太夫（黒印）・・・外崎は浦町

・横内組代官

⑤ 覚

金子三両ハ

右ハ妙見宮此度御手入場所御雇人夫代、御渡被仰付、奉受取候、以上

四月十八日 由布庄左衛門（黒印）・・・由布は浦町・横内組

代官

藤 権左衛門 様・・・藤田は旗奉行格小姓組頭

⑥ 覚

金子四両

右ハ妙見宮此度御手入場所御雇人夫代、御渡被仰付、奉受取候、以上

文化七庚午四月廿五日 由布庄左衛門（黒印）・・・⑤に同じ

藤 権左衛門 様・・・藤田は⑤に同じ

⑦ 覚

一 錢壱貫貳百式拾壹匁式分四厘七毛

右ハ妙見宮御本社・神樂殿切組木柄等弘前より相下候ニ付、百門より高
門迄賃錢之内請取、如件、

文化七庚午年十二月 成田半四郎（黒印）・・・大工頭

（付紙あり）「此之形表、御□□度より之形ヲ以、当分御ヶ權左工門よ

り相渡、尤御小納戸より御渡候処ニ而、御□江相廻候之所、

午

十二月廿二日」（付紙）

一 錢式拾壹匁六分

右ハ妙見宮諸色浪岡宿ニ而附馬・人馬代錢被下置請取、如件、

文化八辛未年十一月 羽賀 孫吉

相馬九兵衛（黒印）・・・兩人とも浪岡・増

（宛名なし） 館・常盤組代官

⑨ 已上

金壱両式歩

代百七拾匁式分五厘

兩替百拾三匁五分也、

左之通御渡下候、以上、

午二月廿七日

庄屋

又助「黒印」・・・村名は不明

⑩ 覚

一 錢五百五匁八分九厘三毛

右ハ妙見宮御普請入用人馬並賄ニ也共、代錢御沙汰受取、如件、
文化八辛未年二月 対馬 還太（黒印）

由布庄左衛門・・・兩人とも浦町・横内組

代官

史料5 文化4年(1807)12月「御用金請取帳」(国文研蔵・22
B00761)※この史料は文化4年~7年までの記録。

⑪(右側)

覺

一同 三両他、八拾六匁五分

右之通渡申候、以上、

十月二日 相馬「黒印」・・・相馬とは⑧の代官相馬九兵衛の事力。

(左側)

覚

手代川村四郎左衛門・室屋儀左衛門・・・両

人は横内組手代

鳥目 四貫武百文 但、 壱人二付、 壱貫文ツゝ、 横内村庄屋右兵衛七

百文、 五人組三人壹人二付、 五百文ツゝ、

右ハ今度妙見堂御再建被仰付候處、 右之者共右御用出精相勤候ニ付、 被及御聞為御内々御賞被下置、 請取如件、

○一 同壹兩 右同断、
但、 此一口、 石灯籠代、 奉請取候、
七月十日 内四身石右之分△

○一 同拾兩 右同断、
右同断、
八月十九日

○一 同壹兩式歩式朱 △

右同断

是より助左衛門渡、

○辰十月六日 △

残而

拾六匁五分五厘

十三日宮川預ニ付、 上納仕候、

兵部へ相借、 尤武十両之内也、 ・・・兵部は妙見堂社司阿保兵部

○一 同三両 奉請取候(黒印)、

辰十月六日 △

前書御賞渡之断

一 金壹兩式歩式朱 奉請取候(黒印)、

但し、 左五郎渡之由、

但し、石切屋渡り之由、

辰十月十六日

(△なし)

一 金壱両 奉請取候（黒印）、

○ 但し、伴次郎渡り、

十二月六日

△

一 同九両弐歩 奉請取候（黒印）、

○ 但、御厨子出来方、左五郎・儀兵衛・伴二郎渡り并神樂殿工料

□御入用、・・・1字不分明

〇十二月

(△なし)

一 同四両 奉請取候（黒印）、

但、御厨子金物出来、身石埋立、儀兵衛渡、

巳正月廿一日 (△なし) • • • 巳は文化6年(1809)

一 同壱両弐歩 奉請取候（黒印）、

但、神楽殿切組方大工御料ニ相渡、

四月廿五日

一 同四両ト錢拾匁 奉請取候（黒印）、

○ 但、石燈籠出来代亀岡佐左衛門渡、△

四月廿六日

内
式分石理之分

○ 一 金三両弐歩 奉請取候（黒印）、

但、三百五十四匁之途中付下ヶ駄貨并五十二匁ハ瓶子台ノ三方

塗代之内ニ相渡申候、

(貼紙あり)「駄貨三百五拾四匁 亀甲町茂介渡、五拾匁匁ハ瓶子台・

三方塗り代、小頭衆江三両弐歩相渡ス、」

此分、御本社橋簾戸之場両裏野狭内、長押之断隠出来、入用黒メ

○五月十七日

△

一 金壱両 奉請取候（黒印）、

但、御本社飾代等相渡申候、

(貼紙あり)「メ二十九両也」

○五月廿三日

(△なし)

一 同三両弐歩 奉受取候（黒印）、

是より 但、御遷宮三付、社司方渡金、
友衛 取扱 尤上遷宮三付、惣御入用代、

六月廿八日

△

一 同三歩 奉受取候（黒印）、

○ 但、仮新錢之内入用、

二月廿九日改、是より

午ノ二月廿九日 (△なし) • • • 午は文化7年(1810)

權左衛門・・・藤田權左衛門のこと。

一 金八両 奉受取候（黒印）、

此錢九百匁、

内

六百七拾匁七分八リン

此分、御本社并廻り御玉垣へ、神樂殿御取建御入用繩管取候ハ、

不常野萱山作人馬并野内より取出候石代ニ而、御代官外崎甚太夫江相渡申候、

弐百拾六匁

御代ニ被仰、桜庭弥五郎ニ相渡申候、

残而拾三匁式分式リソ

此分御預ケ被仰付候付、私預リ置申候、

三月十七日

(△・○なし)

一 金式歩

奉受取候（黒印）、

此錢五拾六匁六分

内

三拾九匁六分毫厘四毛

此分、御広敷女中より寄進三方代之内ニ御金蔵江上納ニ相成申

候、

残而拾六匁九分八厘六毛

此分、御預ケ被仰付候付、私預リ置申候、

三月十九日

(△・○なし)

一 金壹兩式歩

奉受取候（黒印なし）、

此錢百七拾壹匁七分五厘

式拾七匁七分六厘式毛

此分、御預被仰付、私預リ置申候、

但、御上段彫物之新色代之内ニ山口左五郎ニ不残相渡申候、
四月十五日

(△・○なし)
〔此点羽紙、例上ニ候哉、帳面之内ニ挟ミ置
(点羽あり)「残錢五十八匁四分六厘八毛」〕

一 金三両

奉受取候（黒印なし）、

此錢

但、土居堀出来入用人夫代錢之内ニ受取、

五月朔日

(△・○なし)

一 金四両壹歩

奉受取候（黒印なし）、

此錢四百九拾匁八分七厘五毛

九百式拾六匁

午年春野萱差切立候代錢受取不申候付、此

内

拾三匁式分

此分、御額出来、工料大工吉五郎へ相渡申候、

式百三拾匁

此分、御額金物出来工料代ニ正阿弥勇助へ相渡申候、

百五拾八匁式分五厘

此分、御額紺青諸色工料代ニ、御上段御台彫物之新色代之内ニ、

山口左五郎へ相渡申候、

六拾壹匁六分六厘三毛

此分、御額塗入用錢、御藏渡ノ外、諸色工料申加ヘ、御上段

御台入用■御藏渡之外、・・・■は1字分消し。

塗諸色代ニ青海伴十郎へ相渡申候、

残而

三月十九日

(△・○なし)

一 金壹兩式歩

奉受取候（黒印なし）、

此錢百七拾壹匁七分五厘

式拾七匁七分六厘式毛

此分、御預被仰付、私預リ置申候、

但、御上段彫物之新色代之内ニ山口左五郎ニ不残相渡申候、
四月十五日

(△・○なし)
〔此点羽紙、例上ニ候哉、帳面之内ニ挟ミ置
(点羽あり)「残錢五十八匁四分六厘八毛」〕

一 金三両

奉受取候（黒印なし）、

此錢

但、土居堀出来入用人夫代錢之内ニ受取、

此錢四百九拾匁八分七厘五毛

九百式拾六匁

午年春野萱差切立候代錢受取不申候付、此

三分九厘四毛

度之切立錢ハ相預不申旨、尤八両分受取候
内、残錢計相預申旨被仰候、

此度之野帳へ差出候分、

九百七十匁

八分六厘三毛

三匁弐分六毛

武拾七匁

七分六厘弐毛

春六両弐歩之内之残錢、
四両壹歩儀之内之残錢、

四両壹歩儀之内之残錢、

外ニ
三拾八匁四分

御厨（子）塗賃半年春切ニも受取之内預分、

五十弐匁

御賃内、七両并壹両渡候、都合八両代銀・

七分八厘七毛

払錢預申候、

5 土居と堀の造営

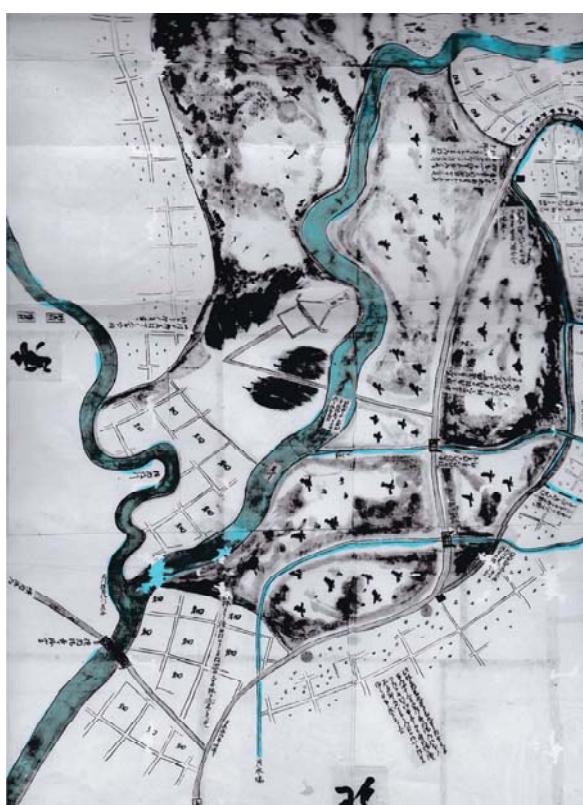
絵図1と絵図2を一覽頂きたい。絵図1は享保20年（1735）の「妙見林之図」、絵図2は文化年間に作成されたと推定される「妙見宮惣構之図」である。前述した史料1の①によれば、延享年間（1744～48）に堂社が大破した様なので、絵図1はその前の状態を表している。お堂のみが描かれているが、境内の様子は詳しく書いていない。普通の境内であったものと思われる。

ところが、絵図2では拝殿と本殿、そして神楽殿は二重の土居で囲まれ、土居の間は堀になっていた。また、現在の三番目の鳥居（駐車場近

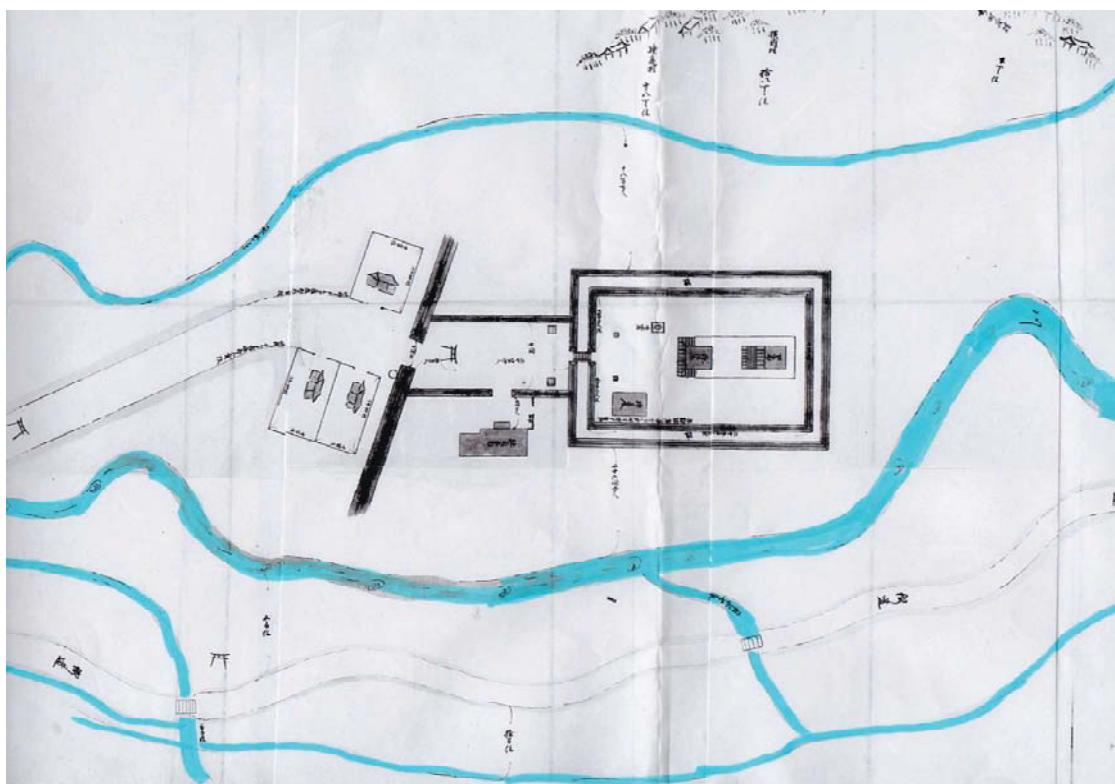
くの鳥居）のあたりに大きな土居が南北に築かれており、その土居と拝殿・本殿、神樂殿の領域を結ぶ道も土居で囲まれていた。社司の屋敷は土居の外、北側にあり、鳥居の外、土居の東に3軒の屋敷が見える。あとの史料に出てくる、掃除の者（掃除小人のことと思われる）の屋敷のようである。絵図2の絵図名には「惣構」の文字があり、妙見宮は「構」構築の防御態勢を整えた要塞化した宮として、再興をされたことが解る。外敵（恐らく赤蝦夷＝ロシア人）に対して、守りを固める事を想定した造りになつてたのは驚きである。弘前城下では「長勝寺構」と「新寺構」が構築されているが、その他では、東照宮・高照靈社（現高照神社）・下居宮（現岩木山神社）等が「構」の構築になつている。いずれも弘前藩にとって重要な寺社であり「妙見宮」もそれらに並ぶ高い位置付けがなされ、再建されたことを物語つてゐるといえよう。この絵図には、現存する石燈籠二対（文化5年に家老や手廻・馬廻両組頭等の奉納・同6年に青森町中が奉納）と、同6年に寺社奉行等が奉納した手水石と、津軽屋三右衛門こと江戸後期の考証学者狩谷棟斎が奉納した花崗岩製の石鳥居（現在は神橋前にあるが、最初は土居の側にあった）も描かれているので、この絵図2は、文化6年以降に画かれたものと推定される⁽⁶⁾。

なお写真1では、拝殿に向かつて左側に土居と堀跡を見ることが出来る。拝殿の後もそうである。ただ、拝殿に向かつて右側は、土居と堀の様子がはつきりしない。また、御神橋前の石燈籠から狩谷棟斎が奉納した石鳥居のあたりにあつた土居（写真2）と、現在の二の鳥居付近の土居（写真3）は、絵図2の左側の部分が残つてゐる様に思われた。史料

6はこの、土居や堀の大きさや、堀を掘った時にかかった費用を書き上げたものである。良く読むと最初の妙見宮の所の記述では、御宮前通の堀は長さが20間・御宮右通の堀は長さが26間で計46間分である。次の御宮境左側井裏通共の記述では、新規土手が長さ46間とあるので、左側26間（約47メートル）・裏通20間（約36メートル）と解釈でき、堀と土居の長さは、前と後が20間・左と右が26間であったと思われ、**絵図2**の記載とほぼ合致する。堀の幅は上が2間4尺（約4・8メートル）、下が5尺（約1・5メートル）、深さは6尺（約1・8メートル）であったようだ。



絵図1 享保15年(1730)4月「妙見林之図」部分
(国文研蔵・22B00751)



絵図2 文化年間「妙見宮惣構之図」部分 (国文研蔵22B00752)



写真1 拝殿に向かって左側土居の跡（筆者撮影）



写真2 拝殿手前の左側土居の跡（筆者撮影）

史料6 辰（文化5年・1808）6月「妙見宮御普請出来三付入用人
馬仕上勘定覚書」（国文研蔵・22B00763）

覺

妙見宮

一 堀 穿替 壱ヶ所

但、出来主吉三

御宮前通 堀 長 式拾間

御宮右側 堀 長 式拾六間

上幅 式間四尺

下幅 五尺

深 六尺

此入用人夫 式拾九人

堀南側江堺付仕上候、

此入用人夫 拾人

堀切取方

此入用人夫 拾人

人夫べ四拾九人

一 新規土手 長四拾六間

但、土手持建并肆付仕上ヶ

此入用人夫 拾九人

一 御宮左ノ方、地低二付、地形持立、
壠ヶ所



写真3 参道の向かって左側土居の跡（筆者撮影）

但、長武拾六間

幅六間

平均持立毫尺

堀ノ武拾六坪

壇堀二付
武人積

此入用人夫 五拾武人

一馬七拾三疋

但、堺附、賦入用山一日三度附之積、尤御宮左ノ方并裏廻入用堺

之儀ハ、切取人夫積無御座候付、直三山方より切取之積、

右之寄

一人夫 百武拾人

内

四拾九人

御雇、

代百武拾武匁五分

但、壇人二付、武匁五分免

残而、

七拾壠人

御手伝

此分

人夫 三拾人

横内村

同 同 拾三人

新町野村

同 同 拾武人

浜田村

同 同 五人

野木村

同 拾壠人

野尻村

一馬七拾三疋

内

拾八疋

代七拾武匁

但、壇疋二付、四匁免

御雇

五拾五疋

氏子中より
御手伝

此分

武拾疋

武拾疋

拾五疋

御雇錢

百九拾四匁五分

則、御氏錢渡方被仰付、奉受取候、

右ハ妙見宮御普請被仰付皆出来ニ付、入用人馬仕上勘定前書之通、御上

「奉候」、以上、・・・「奉候」は虫損のため推定。

新町野村

庄屋清兵衛

横内村

庄屋右兵衛

野尻村

庄屋藤左衛門

辰

六月

森 弥源多 様・・・・・ 森山弥源太

神 又 市 様・・・・・ 兩名は浦町・横内組代官

と思われる。史料8は、三番目に住み着いた八ツ役村の惣左衛門といふ者が、最初に引っ越して掃除の者になった者と自分の引越条件が違うと泣きを入れたため残った史料である。

6 社司の屋敷と掃除之者の屋敷

この絵図2から、いわゆる境内には、社司の屋敷と掃除の者の屋敷があつたことが解るが、再興前には社司は境内に住んでいた訳ではなかつたと思われる。最後に、これらはどのようにして建てられたかを史料7で見ていく。これは、社司阿保兵部の屋敷が「勧化」によつて資金を集め、建てられていつたことがわかるものである。弘前及び平賀通り、藤崎から中通り小泊まで、赤石組の村々、広須・木造新田、油川・後潟組、浦町組、在方の重立の者等から金錢を集めている。有力商人と思われる、三国屋・竹屋・繁田屋、御用達（名前は不明）の書き上げもあり、広範囲に及び、とても阿保兵部が一人で回つたとは考えられない。奉加帳の様なものを、重立の人間に渡して、集金を依頼したと考えられる。7貫180匁余りが集まつてゐるが、当時の相場は1両が110匁（文目・目）位だったので、約65両を集めたことになる。

一方、3軒の掃除の者の屋敷には、このうちから600目しか支出されていない。しかし、ここに住む場合、一人米五俵と1丈の長さの丸太18本分の費用が「御奥」から支給され、何とかなつたようである。阿保兵部から支給された600目の分は648文目かかり赤字になつたようだが、不足分は浦町組で負担をしてくれた。これらの3軒に住んだ掃除の者は、どういう者かと言うと、恐らく近くの村の百姓であつたもの

史料7 文化6年（1808）11月「妙見社司勧化ニ而家作取建勘定

帳」（国文研蔵・22B00746⁽¹⁾）

（表紙）「文化六己巳年

妙見社司勧化ニ而家作取建勘定帳

十一月

覚

一 錢壱貫七百貳拾壹匁五分六厘

弘前平賀通り
勧化帳毫冊之表

此訣

六百四拾貳匁六厘

在方重立金錢
兩様勧化帳之表

六百五拾匁

三国屋勘左衛門
御用達四人金三両

三百拾九匁五分

竹屋
久助

百拾文目

御用達四人金三両
兩かへ百拾匁五分立

金壱両
藤崎より中通り

一同 五百四拾貳匁七分

小泊迄毫冊之表

一同百八拾三匁

赤石組村々壱冊
之表

差引残而

六貫五百八拾三匁三分八厘

社司阿保兵部家作料江差向候分、

此处私方

一同三百拾九匁

広須・木造新田
右断

一同壱貫百六拾七匁七厘

油川・後方両組右
同断

△五冊

一同壱貫三百五拾目

惣組御代官手先

一同壱貫目八

青森町奉行手先

但、尔今相渡不申候、

一同九百目

壱貫貳百拾貳匁貳分六厘 不足分

但、

屋林進入用野草並繩等之分ハ、雇子より差出

※貼紙あり。

錢合七貫百八拾三匁三分八厘

浦町組村々重立之
者相類、無人企候出納
二面相集候分、

内

六百目

但、最初引越之節、壱軒二付、御米五俵・壱丈丸太
門前三軒取建人用

拾八本宛

御奥より被下置候ニ付、仮屋取建住居仕候處、

御沙汰之上右勧化江入加へ被仰付、前書六百目

御渡之上、浦町組御代官引儕取建と被仰付候處、

六百四拾八文目余相應申候得共、右不足分ハ、同

役所相場より五分下ケニ付、百拾二匁五分立」

拾兩三步と

※貼紙「此残、金直シ、

錢式匁八分八厘五毛

右ハ妙見社司居宅并門前三軒家作ニ付、勸化相集分ニ而家作取建受拵
勘定差出候表、仕上ケ如此御座候、以上、

十一月

（表紙）「妙見境内江引越之儀ニ付

覚
浦町組

御代官」

覚

妙見境内掃除之者、八ツ役村惣左衛門と申者、引越願申出候ニ付、双方より表向書付差出申候、然處右惣左衛門と申者、甚以難渋之者ニ付、最初引越候者同様御手当被下置度旨内々申出候付、最初之通、左ニ、一米五俵

但、壹俵ニ付

武拾四匁直段、

代 百式拾匁
一 壱丈丸太拾八本

但、古盛直段

老本ニ付壹匁

代 三拾武匁武分式厘

七分九厘ツゝ

ペ百五拾武匁武分式厘

二口

右之通御手当被害下置度此段御内意奉伺候、以上、

四月

浦町組

御代官・・・由布庄左衛門と対馬還太か？

藤 権左衛門 様

おまけに、史料9を付けておいた。この史料からは、妙見堂再建にかかる費用がほぼ解り、金10両と銭約11貫500匁位であった。金に直すと約115両にしかならないが、この他に領内から集めた勧化料や氏子の負担、奉納物の負担など、数字では表されていない分もあったのである。なお津軽屋三右衛門が奉納した石鳥居の取り建て費用は約1両で

最後に、何故この時期に、妙見堂は再建され、境内が「構」として構築されたのかをまとめる。史料2と3に再建狙いは書かれている。藩の祈願所として再建されたのである。その背景には、弘前藩の蝦夷地警備に派遣される藩士への、無事帰還を願う思いがあつたものと推定される。文化4年～5年にかけて斜里で越冬した多くの藩士が死亡した。足輕の斎藤勝利が密かに書き残した「松前詰相日記」が、その悲惨さを現代に伝えてくれている。弘前市は斜里町と友好都市関係を結び交流を続けていますが、当時、外が浜の横内に妙見堂を再建して、蝦夷地への渡航安全、警備安全、無事帰還などを祈祷したものと思われる。妙見堂の格付けは、藩の鎮守下居宮（現岩木山神社）、国上寺（現平川市碇ヶ関）、百沢寺（下居宮の別当寺院）、護穀神（現弘前市住吉神社境内の護穀神社）と並ぶ最高ランクに位置づけられた。それは、藩から支給される祈祷料（金3歩と銭11匁1分）の金額の高さで裏付けられる。また、祭事料も護穀神と並ぶ金1歩と銭50匁が支給された。正月・5月・9月と年3度のご祈祷と、6月15日の祭事は、蝦夷地が松前藩に返還されるまで続いた事は確かである。

式分六厘

兵部へ家作軒被下置
相渡候分

式拾毫匁六分八

代添候付申出候渡候分、
右勘定已後渡、諸色

百拾六文目

人夫代錢、御代官外騎
湛太夫江相渡候分

百拾式文目

津藝屋三石衛門より寄進

壹分五厘

石々爲居取建人用渡、

九百二拾六匁

御本社御取建人用

三分九厘四毛

勘定誤差出候出来、
残御品出来入用代錢
大工頭成田半四郎渡、

四口

式貫四百六匁八分四毛

九貫式拾九匁

御額并御本社御上段

三分八厘壹毛

雪閉懸戸・金物金、
御本社廻上居堀・御手水

石之坪石、足組人足代江

構懸渡、其外道普請
御神器等出来入用分、

大工頭成田半四郎渡、

右勘定差出渡

御額取付金物代、身

四拾壹匁

七分六厘

持賦人夫之下諸色

註

(1) 12月13日の第91回例会に出席頂いた、大星神社敬神会会长工藤勇一氏のお話に寄れば、この時に寄進された奉納物と思われるものがまだ残っているとのことであつた。

(2) 弘前市立弘前図書館蔵の「弘前藩庁（御国日記）」のこと。以下、「国日記」と略記する。

(3) 「国日記」正徳元年（1711）6月6日条。
(4) 長谷川成一校訂『御用格（第一次追録本）上』（弘前市・平成5年3

金拾兩

先取扱之節、四年二月御小納戸
より御立替候渡分、同頃上納

壹分五厘

職方入用人馬賃、浪岡駆より
申出、同組御代官江相渡候分

金拾兩

先取扱之節、四年二月御小納戸
より御立替候渡分、同頃上納

払ベ金拾兩

錢拾壹貫四百九拾九匁五分余厘七毛、
差引残而

金三兩壹分ト

御小納戸頭江相渡、
請取候手形、

錢式拾式匁八厘

右ハ妙見宮御宮廻所々取立御入用調、別書之通、御座候、以上、

申

十一月・・・・「申12月」は文化8年（1811）12月

月30日発行) の810~11頁に、文化4年11月21日、29日の記事が載っているが、省略されている部分(祈禱料・祭事料など)が多いので、「国日記」の記事を史料とした。また「寺社一件」(弘前図書館蔵・甲11の333)にも右の内容が書かれており、史料3に見える御寄進物

(9代藩主津軽寧親の寄進物)の内容がわかる。しかし、後述の表2の方に具体的にまとめたので掲載しなかつた。

(5) 田中秀和『幕末維新期における宗教と地域社会』(清文堂・1997年9月30日発行)、202~204頁によれば、慶応4年(1868)3月28日に出された神仏分離令では、「一、仏像ヲ以神体ト致候神社ハ以来相改可申候事、附、(省略)或ハ鰐口・梵鐘・仏具等之類差置候分ハ草々取除き可申事」とある。但し、弘前藩に分離令がもたらされたのは同年5月の事で、藩内に実際に触れがまわされたのは明治2年(1869)2月以降であるという。

(6) 『青森市史 第10巻 社寺編』には、巻頭に付図として大星神社の絵図がついている。内容は文化9年(1812)8月の妙見堂境内図で、寺社奉行・郡奉行・勘定奉行の三奉行扱いの但し書きがある。しかしこれら三奉行の役職名は相互に違つており、寺社の町田は勘定奉行、郡の釜蒔は寺社奉行、勘定の菊池は郡奉行が正しい。土居の長さも拝殿等の左右は三十九間二尺余と書かれており、内容に疑問が持たれる。

(7) この史料は、宛名の藤田が文化7年(1810)12月20日に病死しており、それ以前のものではあるが、史料7の記述から、文化7年のものと推定した。史料7に妙見堂の境内に引つ越す際の支給手当が書かれているが、惣左衛門がそれと同じ手当を要求しているので、同6年11月以降の4月、文化7年4月のものと推定した。

(8) 藤田権左衛門は(7)から文化7年12月20日に死亡。小笠原其母は藤田の後任と思われる。小笠原は持筒足輕頭格御小姓組頭である。また、

津軽屋三右衛門こと、考証学者として有名な狩谷祓斎による花崗岩製石鳥居の妙見堂への奉納も一連の動きに連動をしている事がわかる。単独で奉納したものではなかつたのである。

(ふくい・としたか 弘前大学国史研究会会員)